

名古屋西病院 面会に関する規定

第1条（目的）

本規程は、入院患者の尊厳を保持し、療養生活の質の向上および円滑な退院支援を推進するため、面会に関する基本方針および運用基準を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 病院は、患者と家族等の交流が治療および回復において重要な役割を果たすことを認識し、原則として面会の機会を確保するものとする。
2. 病院側の運営上の都合（職員の配置状況等）のみを理由とした一律の面会禁止、または不当に厳格な制限を行わないものとする。

第3条（面会の実施）

1. 面会時間は、原則として午後1時から午後4時までとする。
2. 面会場所は、病棟ダイルームまたは病室（個室）を基本とし、多床室においては他の患者の安静とプライバシーに配慮した運用を行う。
3. 面会人数は原則として1回3名までとする。
4. 面会時間は1回あたり30分以内を目安とする。
5. 未就学児の面会は原則として禁止する。
6. 面会中は飲食禁止とする。

第4条（面会の制限および拒否）

病院は、次の各号に掲げる正当な理由がある場合に限り、必要最小限の範囲内で面会を制限または拒否することができる。

1. 地域または院内において感染症の流行が認められ、感染拡大防止が必要な場合
2. 患者の病状により、安静の確保または治療への支障が懸念される場合
3. 患者または家族等が面会を希望しない場合
4. 他の患者に迷惑を及ぼす言動がある場合

第5条（例外規定）

次の各号に該当する場合は前条の規定にかかわらず個別かつ柔軟に対応する。

1. 病状説明、手術当日、退院調整カンファレンスへの参加
2. 危篤時等の看取りに関する面会
3. 小児患者
4. 意思決定支援が必要な場合
5. 医療安全上または治療上必要な場合

6. 医師または看護管理者が必要と認めた場合

第6条（感染対策）

面会者は次に各号を遵守しなければならない。

1. 発熱、呼吸器症状、消化器症状等がある場合、感染症が疑われる場合または体調不良がある場合は面会を行わないこと。
2. マスクの着用および手指消毒を実施すること。
3. 必要に応じて病院が指定する感染対策を遵守すること

第7条（面会手続き）

1. 面会者は1階警備室にて手続きを行うものとする。
2. 面会者は面会簿の記入、体温測定を行い面会者のネームタグを着用する
3. 必要に応じて本人確認を実施する。
4. 面会者は職員の指示に従うものとする。

第8条（周知）

本規程に基づく面会のルールおよび制限の状況については、院内掲示、ホームページ、入院案内等を通じて、患者および家族等に分かりやすく周知するものとする。

第9条（教育）

職員に対し、本規程の内容を周知し、適切な運用を徹底する。

第10条（定期的な見直し）

1. 本規程および面会の運用状況については、感染対策委員会において、少なくとも年1回以上、定期的に評価および見直しを行う。
2. 見直しの際は、地域の感染状況、厚生労働省の指針、および患者家族からの要望等を総合的に勘案するものとする。

附則

本規程は、令和8年6月1日より施行する。